



令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これにより扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。こちらのガイドブックをプレゼント（先着20名）いたしますのでパートアルバイトされている方で配偶者・扶養控除など気になる方はお手に取ってみてください。